

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	1
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	41
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	43
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	43
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	44
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）	44
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	45
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	45
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	45
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	46
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	46
○ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）（抄）	50
○ 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（抄）	50
○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	51
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	52
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	52
○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）	52
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（抄）	52
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）	53
○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）（抄）	54







六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。をいう。以下同じ。以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券の種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（取得勧誘類似行為に該当するものその他内閣府令で定めるものを除く。以下「売付け勧誘等」という。）のうち、当該売付け勧誘等が第一項有価証券に係るものである場合に於ては第一号及び第二号に掲げる場合、当該売付け勧誘等が第二項有価証券に係るものである場合に於ては第三号に掲げる場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。

四 多数の者（適格機関投資家が含まれる場合であつて、当該有価証券の取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の方に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合を除く。）を相手方として行う場合として政令で定める場合（特定投資家のみを相手方とする場合を除く。）

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の方に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）

(1) 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券の種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 この法律において「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

六 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（第一項有価証券に係る有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。

一 当該有価証券の取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部の取得者として内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。

三 当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。

七 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書及び同条第十三項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

八 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二十八条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八号第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四号第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理）

三 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

- ロ 外国金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「店頭デリバティブ取引等」という。）
- 四 有価証券等清算取次ぎ
- 五 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等）に際し、第六項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。
- 六 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
- 七 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
- イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの
- ハ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券
- ホ 第一項第十六号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- ニ 第一項第十七号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるもの
- ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ト 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利
- ハ 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- イ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- 九 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外に行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。
- （略）
- イ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する間の有価証券の売買価格を用いる方法
- ニ 顧客の間で交渉に基づく価格を用いる方法
- ホ 顧客の間に掲げるものほか、内閣府令で定める方法
- イ 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの）、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。
- 以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。
- イ 有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプション（金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十条第八項第三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係る権利をいう。）の対価の額又は有価証券指標（有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。）の動向をいう。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の動向をいう。以下同じ。）の分析に及び時期についての判断をいう。以下同じ。）
- 十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行うこと。
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約
- ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約（以下「投資一任契約」という。）
- 十三 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介



七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引（金融商品（次項第

六 当事者の一方が金銭を支払い、これに對して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいづれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。）を移転することを約するものを含む、第二号から前号までに掲げるものを除く。）又はこれに類似する取引

ロ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

イ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）

五 当事者が元本として定めた金額に對して相手方がこれを對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

四 当事者の一方の意思表示により算出される金融商品の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引（当該取引の相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引）

三 当事者の一方の意思表示により算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

二 約定数値（第二十四項第三号の三又は第五号に掲げる金融商品の数値を除く。）と現実数値（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

一 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないとして認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

六 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないとして認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

五 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）

四 当事者が元本として定めた金額に對して相手方がこれを對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

三 当事者の一方の意思表示により算出される金融商品の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引（当該取引の相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引）

二 約定数値（第二十四項第三号の三又は第五号に掲げる金融商品の数値を除く。）と現実数値（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

一 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないとして認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引（金融商品（次項第

六 当事者の一方が金銭を支払い、これに對して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいづれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。）を移転することを約するものを含む、第二号から前号までに掲げるものを除く。）又はこれに類似する取引

ロ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

イ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）

五 当事者が元本として定めた金額に對して相手方がこれを對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

四 当事者の一方の意思表示により算出される金融商品の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引（当該取引の相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引）

三 当事者の一方の意思表示により算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

二 約定数値（第二十四項第三号の三又は第五号に掲げる金融商品の数値を除く。）と現実数値（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

一 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないとして認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

六 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないとして認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

五 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）

四 当事者が元本として定めた金額に對して相手方がこれを對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

三 当事者の一方の意思表示により算出される金融商品の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引（当該取引の相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引）

二 約定数値（第二十四項第三号の三又は第五号に掲げる金融商品の数値を除く。）と現実数値（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

一 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないとして認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。





第十八条 (虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任)  
載が欠けているときは、当該有価証券届出書の届出者は、当該有価証券を当該募集又は売出しに依りて取得した者に対し、損害賠償の責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

第二十一条 (虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任)  
載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに依りて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

一 当該有価証券届出書を提出した会社その提出の時に取捨役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。第六十三條から第六十七條までを除き、以下同じ。又は当該会社の発起人(その提出が会社の成立前にされたときに限る。)

二 (自己株券買付状況報告書の提出)  
第二十四條の六 金融商品取引所に上場されている株券、流通状況が金融商品取引所に上場されている株券に準ずるものとして政令で定める有価証券(以下この条、第二十七條の二から第二十七條の四まで及び第六十七條において「上場株券等」という。)の発行者は、会社法第六十五條第一項(同法第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の株主総会若しくは取締役会又はこれらに相当するものとして政令で定める機関の決定(以下この項において「決議等」という。)があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、当該決議等があつた株主総会若しくは取締役会又はこれらに相当するものとして政令で定める日又はこれに相当するものとして政令で定める日の属する月までの各月(以下この項において「報告月」という。)

閣総理大臣に提出しななければならない。

第二十七條の二 (略)

2 前項本文の規定する公開買付けによる株券等の買付け等は、政令で定める期間の範囲内で買付け等の期間を定めて、行わなければならない。

3 政令で定めるものとする。以下この節において同じ。)

4 第一項本文の規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、株券等の管理、買付け等の代金の支払その他の政令で定める事務については、金融商品取引業者(第二十八條第一項の規定する第一種金融商品取引業者)に限る。第二十七條の十二第三項において同じ。)

5 第一項本文の規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、前三項の規定その他のこの節に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。

6 この条において「公開買付け」とは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等(売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。)

7 第一項の「特別関係者」とは、次に掲げる者をいう。取引所金融商品市場外で株券等の買付け等を行うことをいう。

8 第一項の「株券等所有割合」とは、次に掲げる割合をいう。

一 株券等の買付け等を行う者との間で、共同して当該株券等を取扱し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者

二 株券等の買付け等を行う者にあつては、次に掲げる割合をいう。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、内閣府令で定めるところにより、その者の所有に係る当該株券等(その所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令

で定めるものを除く。以下この項において同じ。)に係る議決権の数(株券については内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数、その他のものについては内閣府令で定める議決権の数)をいう。以下この項において同じ。)の合計を、当該発行者の総議決権の数にその者及びその者の特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券に係る議決権の数を加算した数で除して得た割合(以下「割合」という。)を、当該発行者の発行する新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券に係る議決権の数にその者及び前号に掲げる株券等の買付け等を行う者の所有に係る当該発行者の発行する新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券に係る議決権の数を加算した数で除して得た割合

## 2 (公開買付け開始公告及び公開買付け届出書の提出)

第二十七条の三 前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け(以下この節において「公開買付け」という。)によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、政令で定めるところにより、当該公開買付けの目的、買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を公告し、その場合において、当該買付け等の期間が政令で定める期間より短いときは、第二十七条の十第三項の規定により当該買付け等の期間が延長されることがある旨を当該公告において明示しなければならない。

## 2 前項の規定による公告(以下この節において「公開買付け開始公告」という。)

九十七條の二において「公開買付け届出書」という。を内閣総理大臣に提出をしなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日が日曜日その他内閣府令で定める日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。

## 2 買付け等の価格、買付け等の株券等の数、買付け等の期間(前項後段の規定により公告において明示した内容を含む。)、買付け等に係る受渡しその他の決

一 買付け等の価格、買付け等の株券等の数、買付け等の期間(前項後段の規定により公告において明示した内容を含む。)、買付け等に係る受渡しその他の決

## 2 当該公開買付け開始公告をした日以後に条件(以下この節において「買付け条件」という。)

二 当該公開買付け開始公告をした日以後に条件(以下この節において「買付け条件」という。)

## 3 公開買付けの目的、公開買付け者(第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。)

三 公開買付けの目的、公開買付け者(第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。)

## 4 公開買付け者(以下この節において「公開買付け者」という。)

四 公開買付け者(以下この節において「公開買付け者」という。)

## 2 公開買付けは、当該公開買付け届出書を提出した後、直ちに当該公開買付け届出書の写しを当該公開買付けに係る株券等の発行者(当該公開買付け届出書を提出した

二 公開買付けは、当該公開買付け届出書を提出した後、直ちに当該公開買付け届出書の写しを当該公開買付けに係る株券等の発行者(当該公開買付け届出書を提出した

## 3 金融商品取引所に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等 政令で定める認可金融商品取引業協会

三 金融商品取引所に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等 政令で定める認可金融商品取引業協会

## 2 (公開買付け説明書の作成及び交付)

第二十七条の九 公開買付け者は、公開買付け届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるもの及び公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した書類(以下この節並びに第九十七條の二及び第二百條において「公開買付け説明書」という。)を、内閣府令で定めるところにより、作成しなければならない。

## 3 (公開買付けに係る応募株券等の数等の公告及び公開買付け報告書等の提出)

第二十七条の十三 公開買付け者は、公開買付け期間の末日の翌日に、政令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株券等の数その他の内閣府令で定める事項を公告し、又は公表しなければならない。ただし、第二十七条の十一第二項の規定により公告した場合は、この限りでない。

## 3 第二十七条の三第四項並びに第二十七条の八第一項から第六項までの規定は、公開買付け報告書について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項中「発行者(当該公開買付け届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付け届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。)」とあるのは「発行者」と、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付け期間の末日までの

間において、買付条件書の変更(第二十七条の十三第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。)その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他公開買付届出書の内容を訂正すべき内容(第二十七条の十三第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。)と、訂正届出書とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「買付条件書」と、買付条件等がこの規定とあるのは「買付け等をする株券等の数の計算の結果が第二十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「訂正報告書」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「第二十七條の十三第三項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、前項の規定による処分は、当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日)後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日とあるのは「末日」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「第二十七條の十三第三項において準用する第一項から第四項まで」と、訂正届出書とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

4 公開買付けは、公開買付期間中において応募株券等の全部の買付けの撤回等を行う場合並びに公開買付開始公告及び公開買付届出書において次に掲げる条件を付した場合同条第二十七條の条件を付す場合であつては、当該公開買付けの後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合(第二十七條の第二項に規定する割合をいう。)が政令で定める割合を下回る場合に限る。)を除く。応募株券等の全部の買付け等を変更したときは、当該変更後の買付条件等(第二十七條の六第二項の規定による公告又は同条第三項の規定による公表及び公告により買付条件等を変更したときは、当該変更後の買付条件等)により、買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならない。応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしないこと。

5 応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしないこと。

6 公開買付けは、前項第二号に掲げる条件を付した場合同条第二十七條の条件を付す場合であつては、当該公開買付けの後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合(第二十七條の第二項に規定する割合をいう。)が政令で定める割合を下回る場合に限る。)を除く。応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしないこと。

(虚偽記載等のある公開買付開始公告を行った者等の賠償責任)

第二十七條の二十 第十八條第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しにに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

一 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付開始公告又は第二十七條の六第二項若しくは第三項、第二十七條の七第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七條の八第十二項において準用する場合を含む。)

二 若しくは第二十七條の八第八項若しくは第十一項の規定による公告若しくは公表(以下この条及び次条において「公開買付開始公告等」という。)を行った者

二・三 (略)

四 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている対質問回答報告書(その訂正報告書を含む。以下この条及び次条において同じ。)

2 前項(第一号及び第四号を除く。)の規定の適用がある場合において、公開買付け者が、当該公開買付期間の末日後に当該公開買付けに係る株券等の買付け等を当該契約による買付け等をするとき、当該公開買付け者及び第二十七條の第一号に規定する者(当該契約により株券等の売付け等をした者、第二十七條の五の規定に該当する株券等の売付け等をした者、これに相当する利益の供与を含み、当該価格が均一でない場合には、その最も有利な価格とする。)から公開買付価格を控除した金額に前項において準用する第十八條第一項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額とする。

3 偽に掲げる者は、前項の適用がある場合を除き、第一項各号に掲げる者(連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、次に掲げる者が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。)

一 第一項各号に掲げる者の特別関係者(第二十七條の二第七項第二号に掲げる者に限る。)

二 第一項各号に掲げる者が法人その他の団体である場合には、当該法人その他の団体のその公開買付開始公告等、公開買付届出書若しくは対質問回答報告書の提出又は公開買付説明書の作成を行った時における取締役、会計参与、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

(公開買付けに係る違反行為による賠償請求権の時効)

第二十七條の二十一 (略)







三 株券等保有割合が内閣府令で定める数を下回り当該株券等が特例対象株券等になつた場合 当該特例対象株券等になつた日から五日以内  
四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

3 (略)  
4 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、その株券等保有割合が百分の五を超えることとなつた日から政令で定める期間内に重要提案行為等を行うときは、その五日前までに、内閣府令で定めるところにより、同項の大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。  
5 第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、同項の大量保有報告書又は第二項の変更報告書を提出した後に株券等保有割合が百分の一以上増加した場合であつて、当該増加した日から政令で定める期間内に重要提案行為等を行うときは、その五日前までに、内閣府令で定めるところにより、同項の変更報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。  
6 (略)

第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券(第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(電子記録移転権利を除く。次項第二号及び第六十四條第一項第一号において同じ。))を除く。)

二 商品関連市場デリバティブ取引に於いての第二條第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

三 次のイからハまでのいずれかに該当する行為  
イ 有価証券の元引受けであつて、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの

ロ 有価証券の元引受けであつて、イに掲げるもの以外のもの  
ハ 第二條第八項第六号に掲げる行為であつて、有価証券の元引受け以外のもの

四 第二條第八項第十号に掲げる行為  
五 第二條第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為

2・3 (略)  
4 この章において「投資運用業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいずれかを業として行うことを含むものとする。

一 第二條第八項第十二号に掲げる行為  
二 第二條第八項第十四号に掲げる行為

三 第二條第八項第十五号に掲げる行為  
5 (略)

5 (略)

(登録)  
第二十九条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

(登録の申請)

二十九條の二 前條の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。  
一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額(第一種金融商品取引業を行うとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金(資本金)に對する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。)(の額)

三 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四 業務の種類(第二十八條第一項第一号、第一号の二、第二号、第三号イからハまで及び第四号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業並びに投資運用業の種類をいう。)

五 第三條各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(政令で定めるものを除く。)(について、電子募集業務(電子情報処理組織を使用する業として行うことを行う)以下この章において同じ。)(又は電子募集取扱業務(電子情報処理組織を使用する方法として行うことを行う)以下この章において同じ。))を行う場合にあつては、その旨

六 第三條各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(政令で定めるものを除く。)(について、電子募集業務(電子情報処理組織を使用する業として行うことを行う)以下この章において同じ。)(又は電子募集取扱業務(電子情報処理組織を使用する方法として行うことを行う)以下この章において同じ。))を行う場合にあつては、その旨

- 七 高速取引行為に関する次に掲げる事項
- イ 第一種金融商品取引業及び投資運用商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（ロに規定する場合を除く。）にあつては、その旨
- ロ イ及びロに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、その旨
- 八 第二項の規定により有価証券とみなされる権利（当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。）又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨
- イ 当該権利についての第二項第八号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第五号までに掲げる行為
- ロ 第二項第八号、第十四号又は第十五号に掲げる行為
- 九 暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨
- イ 第二項第八号第一号から第五号までに掲げる行為
- ロ 第二項第八号第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為
- 十 貸付事業等権利（第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第四十条の三において同じ。）が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）についての第二項第七号から第九号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨
- 十一 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地
- 十二 他に事業を行つておるときは、その事業の種類
- 十三 その他内閣府令で定める事項
- 十四 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定める書類
- 二 前二号に掲げるもののほか、法人である場合においては、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類
- 三 前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。
- 四 持込資本金の額の計算については、政令で定める。
- （登録の拒否）
- 第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 次のいずれかに該当する者
- ロ イ 次のいずれかに該当する者
- (1) 第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の三第二項において準用する第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日以前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をする）を以て、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (2) 第六十三条の三第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の三第二項において準用する第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日以前に分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）を以て、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (6) (略)







ホ 法人である主要株主のうち次に次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）

(1) 第一号ハに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ

(2) 第一号ハに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ

(3) 法人を代表する役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者

ヘ 主要株主に準ずる者が金融商品取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の当局（第八十九條第一項に規定

する外国金融商品取引規制当局その他政令で定める外国の法令を執行する当局をいう。）による確認が行われていない外国法人

ロ 第一種金融商品取引業の第一項の規定に準じて算出した比率が百分之二十パーセントを下回る者

イ 他金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者）が現に用いている商号と同一の商号又は他の金融商品取引業者と誤認

されるおそれのある商号を用いようとする者

七 第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うおとす場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては

前項第五号ニからハまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつて

は、株主総会において決議をすることができ、議決権を行使することのできない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の

規定により議決権を有するものとみなされる株式について議決権を含む。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な影響を

与えることが推測される事実として内閣府令で定める場合）に、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十六條第一

項又は第四十八條第一項（これら規定と同法第二百八十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用

する場合を含む。）の規定により発行者に對抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの

を除く。第五項並びに第三十二條第一項及び第四項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

三 第一項第五号ニの「持株会社」とは、子会社（国内の会社に限る。）の株式又は持分の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、そ

の価額）の合計額の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。）から内閣府令で定める資産の額（内閣府令で定めるところにより算出し

た額をいう。）を除いた額に對する割合が百分の五十を超える会社をいう。

四 第一項第五号ニ及び前項の「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二

以上の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

五 一 次 金融の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができ

る権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が法人の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決

権

六 第二項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第二十九條の四の二 第二十九條の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少

額電子募集取扱業務についての第二十九條の二第二項第六号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第六号中「その旨」とあるのは「その旨」（第

一 一 種 金融商品取引業のうち第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨を含む。）と、同条第二項第

一 一 号 中 「 第 五 号 ハ 」 と 有 する 者 が 第 一 種 金 融 商 品 取 引 業 の 規 定 （ こ れ ら の 規 定 を 第 三 十 一 條 第 五 項 に お いて 準 用 する 場 合 を 含 む 。 ） は 、 前 項 の 場 合 又 は 第 三 十 一 條 第 四 項 の 変 更 登 録

を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業務については、適用

しない。

三 第一種少額電子募集取扱業者（投資運用業を行う者を除く。次項において同じ。）は、第三十五條第三項の規定にかかわらず、同条第二項各号に掲げる業務を

行うこととなつた旨を内閣総理大臣に届け出ることによらない。

四 第一種少額電子募集取扱業者は、金融商品取引業並びに第三十五條第一項及び第二項の規定により行う業務以外の業務を行う場合には、同条第四項の規定にか

かわらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

第三十六條の五及び第四十六條の六の規定は、第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合については、適用しない。

第三項から前項までの「第一種少額電子募集取扱業者」とは、登録申請書に第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う旨を記載して

第二十九條の登録又は第三十一條第四項の変更登録を受けた者を用いる。

第一項、第二項、第五項及び前二項の「第一種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務（次に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものを取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券の預託を受けることを用いる。）

第二項第九号に掲げる有価証券

第二項第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）

（適格投資家に関する業務についての登録等の特例）

第二十九條の五 第二十九條の登録又は第三十一條第四項の変更登録を受けようとする者が投資運用業のうち次に掲げる全ての要件を満たすもの（以下この条において「適格投資家向け投資運用業」という。）を行おうとする場合における適格投資家向け投資運用業についての第二十九條の二第一項第五号及び第二十九條の四第一項第五号イ（第三十一條第五項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二十九條の二第一項第五号中「投資運用業の種別」とあるのは「投資運用業の種別（第二十九條の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業にあつては、これに該当する旨を含む。）」と、第二十九條の四第一項第五号イ中「取締役会及び監査役」とあるのは「監査役」と、「取締役会設置会社」とあるのは「監査役設置会社、監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社」とする。

第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二條第十六項に規定する投資主をいう。）その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）が適格投資家のみであること。

二 全ての運用財産の総額が投資運用業の実態及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める金額を超えないものであること。

二 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九條の登録又は第三十一條第四項の変更登録を受けた金融商品取引業者が第二條第八項第十二号ロに掲げる契約に基づき次に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う権限の全部の委託を受けた者である場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用については、当該金融商品取引業者が適格投資家を相手方として行う当該有価証券の私募の取扱い（当該有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれがないものとして政令で定めるものに限る。）を行う業務は、第二種金融商品取引業とみなす。

二 第二条第一項第十号に掲げる有価証券

二 第二条第一項第十一号に掲げる有価証券

二 第二条第一項第十二号に掲げる有価証券

二 第二条第一項第十三号に掲げる有価証券

二 第二条第一項第十四号に掲げる有価証券

二 第二条第一項第十五号に掲げる有価証券

二 第二条第一項第十六号に掲げる有価証券

第三十條（認可）（略）

2 内閣総理大臣は、金融商品取引業者に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該金融商品取引業者の登録に付記しなければならない。

(変更登録等)  
第三十一条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融商品取引業者登録簿に登録しなければならない。  
3 金融商品取引業者は、第二十九条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法のうち、同条第一項第八号又は第九号に規定する行為に係るものであつて公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるもの(以下この項及び第三十三条の六第三項において「特定業務内容等」という。)について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のものについて変更があつたときは遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者は、第三項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を変更しようとする場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(金融機関の登録)  
第三十二条の二 金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

- 一 書面取次ぎ行為
- 二 前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引についての当該各号に定める行為(同条第一項ただし書に該当するものを除く。)
- 三 デリバティブ取引等のうち有価証券関連デリバティブ取引等以外のもの(他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行うもの及び商品関連市場デリバティブ取引を除く。)
- 四 前条第八項第七号に掲げる行為
- 五 前条第三項に規定する政令で定める行為

(金融機関の登録申請)  
第三十二条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 資本金の額、基金の総額又は出資の総額
- 三 役員の名又は名称
- 四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
- 五 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。)
- 六 高速取引行為に関する次に掲げる事項  
ロ イ 登録金融機関業務(前条の登録に係る業務をいう。以下同じ。)
- 七 貸付事業等権利についての第二項第八号から第九号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨
- 八 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- 九 他に事業を行つておるときは、その事業の種類
- 二・三 その他内閣府令で定める事項 (略)

(金融機関登録簿への登録)  
第三十三条の四 内閣総理大臣は、第三十三条の二の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を金融機関登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項 (略)
- 二 (略)

2 (略)

第三十三條の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、預託等取引に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 (略)

四 協会に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

五 登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

二 内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に、第三十三條第二項第五号に掲げる取引について、同号に定める行為を業として行うことを登録する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

(変更の届出)

第三十三條の六 登録金融機関は、第三十三條の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

(信託業務を営む場合等の特例等)

第三十三條の八 (略)

二十九條の規定は、次の各号に掲げる者が政令で定めるところにより登録金融機関を代理して当該各号に規定する業務（以下この条において「特定金融商品取引業務」という。）を行う場合には、適用しない。この場合において、特定金融商品取引業務を行う者は、その者が代理する登録金融機関の使用人とみなして、この法律の規定を適用する。

一 登録金融機関の代理を行う者のうち政令で定める者 第三十三條第二項第二号に掲げる有価証券につき同号に定める行為を行う業務

二 登録金融機関の代理を行う者のうち次に掲げる者 第二十五條第二号に掲げる金融指標に係る同条第二十二項第二号に掲げる取引のうち、当該登録金融機関が当該取引の相手方から金銭を受領し、これに対して約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭を支払うことを約する行為（同条第二十五條第二号に掲げる金融指標に係る変動により当該相手方があらかじめ支払つた金銭の額を上回る損失を受けるおそれがないものに限る。）を行う業務

イ 個人である損害保険代理店（保険業法第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。以下この号において同じ。）

ロ 個人である損害保険代理店の使用人又は使用人のうち保険業法第三百二條の規定による届出が行われているもの

ハ 個人である損害保険代理店の役員又は使用人のうち保険業法第三百二條の規定による届出が行われているもの

ニ 法人である損害保険代理店の代表権を有する役員

三 特定金融商品取引業務を行う者が代理する登録金融機関は、その者が特定金融商品取引業務につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該登録金融機関がその者の選任につき相当の注意をし、かつ、その者の行う特定金融商品取引業務につき顧客に加えた損害の発生を防止に努めたときは、この限りでない。

(特定投資家への告知義務)

第三十四條 金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二條第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の申込みを特定投資家（同条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、当該申込みに係る金融商品取引契約の種類として内閣府令で定めるもの（以下この款において「契約の種類」という。）に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契

約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

第三十五条 金融商品取引業者又は投資運用業者（第一種金融商品取引業者の業務の範囲）

業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。以下この条において同じ。）は、金融商品取引業者のほか、次に掲げる行為

一 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理  
二 有価証券の買入又はその買入若しくは代理  
三 顧客から保護預りをして有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）  
四 有価証券に関する顧客の代理

五 投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資信託委託会社の第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金若しくは解約金の支払又は当該投資法人に関する信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理  
六 投資信託及び投資法人に関する法律第十二条に規定する投資法人の第二条第一項第十一号に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

七 累積投資契約（金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）  
八 有価証券に連続する情報の提供又は助言（第二条第八項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。）  
九 他の金融商品取引業者等の業務の代理（金融商品取引業者が行う登録金融機関業務を含む。）及び金融商品取引業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する金融商品取引業者が行うことができる業務に係るもの（第五号に掲げるものを除く。）

十 投資信託及び投資法人に関する法律第二十三項に規定する登録投資法人の資産の保管  
十一 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。  
十二 他の事業者の経営に関する相談に応じること。  
十三 通貨その他デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）に関連する資産（暗号等資産を除く。第十五号及び次項第六号において同じ。）として政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理  
十四 譲渡性預金その他の金銭債権（有価証券に該当するものを除く。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理  
十五 次に掲げる資産に対する投資として、運用財産（投資運用業を行う金融商品取引業者等が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下同じ。）の運用を行うこと。

十六 投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する特定資産（不動産その他の政令で定める資産を除く。）  
十七 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの（第八号に掲げる行為に該当するものを除く。）

十八 当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源を主として活用して行う行為であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの  
十九 金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。  
二十 商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して取引等に係る業務  
二十一 商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して取引等に係る業務  
二十二 貸金業法第二条第一項に規定する貸金業その他の金銭の貸付け又は金銭の媒介に係る業務  
二十三 宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業又は同条第一号に規定する宅地若しくは建物の賃貸に係る業務  
二十四 不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業  
二十五 不動産投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資により、又は価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（同項第三号に規定する指定品を除く。）の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせ

六、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、運用財産の運用を行う業務（前項第十五号に掲げる行為を行う業務並びに第一号その他内閣府令で定める業務）  
七、金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ

ならない。  
4 金融商品取引業者は、金融商品取引業並びに第一項及び第二項の規定により行う業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を行うことができる。  
5 略

(権利者に対する義務)  
第四十二条 金融商品取引業者等は、権利者（次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める者をいう。以下この款において同じ。）のため忠実に投資運用業を行わなければならない。

- 一 第二条第八項第十二号に掲げる行為を行う業務 同号イ又はロに掲げる契約の相手方
- 二 第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務 同号に規定する有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者
- 三 第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務 同号イからハまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者

2 (運用権限の委託)

第四十二条の三 金融商品取引業者等は、次に掲げる契約その他の法律行為において内閣府令で定める事項の定めがある場合に限り、権利者のため運用を行う権限の全部又は一部を他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）その他の政令で定める者に委託することができる。

- 一 第二条第八項第十二号イ又はロに掲げる契約
- 二 第二条第八項第十四号イに掲げる契約
- 三 第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利に係る契約その他の法律行為

3 金融商品取引業者等が第一項の規定により委託をした場合における第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「金融商品取引業者等」とあるのは、「金融商品取引業者等（当該金融商品取引業者等から第四十二条の三第一項の規定により委託を受けた同項に規定する政令で定める者を含む。次項及び次条において同じ。）」とする。

(金融商品取引責任準備金)

第四十六条の五 金融商品取引業者は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の取引量に応じ、内閣府令で定めるところにより、金融商品取引責任準備金を積み立てなければならない。  
2 前項の金融商品取引責任準備金は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てる場合その他内閣府令で定める場合のほか、使用してはならない。

(自己資本規制比率)

第四十六条の六 金融商品取引業者は、資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率（以下「自己資本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 金融商品取引業者は、自己資本規制比率が百二十パーセントを下回ることにしないようにしなければならない。  
2 金融商品取引業者は、四半期（事業年度の期間を三月ごと）に区分した各期間（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度にあつては、内閣府令で定める各期間）をいう。第五十七条の二第五項並びに第五十七条の五第二項及び第三項において同じ。）の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(金融商品取引業者に対する監督上の処分)

第五十二条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 略
- 二 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第四号に該当することとなつたとき。
- 三 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第五号イ又はロに該当することとなつたとき。
- 四 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第六号ロに該当することとなつたとき。
- 五 第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第七号に該当することとなつたとき。

不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。  
六 金融商品取引業又はこれに付随する業務に關し法令（第四十六条の六第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。  
七 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。  
八 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に關し、投資者の利益を害する事実があるとき。  
九 金融商品取引業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。  
十 第三十条第一項の認可に付した条件に違反したとき。  
十一 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第三十条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。  
十二 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）が、第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれかに該当することとなつたとき、第二十九条の登録当時既に同号イからイまでのいずれかに該当して、当該役員が解任を命ずることができ、又は前項第七号若しくは第九号から第十一号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該金融商品取引業者に対し、当該役員を解任を命ずることができ、又は前項第七号若しくは第九号から第十一号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該金融商品取引業者の認可を受けた金融商品取引業者が第五十条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該金融商品取引業者の第二十九条の登録が第五十条第二項若しくは第十一項の規定によりその効力を失つたとき、若しくは第一項、次項、第五十三条第三項、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失ふ。

四 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融商品取引業者の所在（法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができる。  
五 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（登録金融機関に対する監督上の処分）  
第五十二条の二 内閣総理大臣は、登録金融機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録金融機関の第三十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 三（略）  
四 投資助言・代理業の運営に關し、投資者の利益を害する事実があるとき。

二 内閣総理大臣は、登録金融機関の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該登録金融機関に対して、当該役員を解任を命ずることができる。

三 四（略）

（指定親会社等に対する措置命令等）  
第五十七条の二 内閣総理大臣は、指定親会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定親会社に対し三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 役員のうち第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれかに該当する者があるとき。  
二 四（略）

三 内閣総理大臣は、指定親会社の役員（外国会社にあつては、国内における事務所に駐在する役員に限る。以下この項において同じ。）が、第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第一号に該当することとなつたときは、当該指定親会社に対して、当該役員を解任を命ずることができる。

（引受業務の一部の許可の拒否要件）  
第五十九条の四 内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

一 この法律、投資信託及び投資法人に関する法律、商品先物取引法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律若しくは金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であると

- 三 役員（いかなる名称を有するかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次条第一項第三号、第六十条の三第一項及び第六十条の八第二項において同じ。）又は国内における代表者（外国証券業者の会社法第八十七条第一項に規定する日本における代表者をいう。以下この節において同じ。）のうち第二十九條の四第一項第二号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当する者のある法人であるとき。
- 二 内閣総理大臣は、第五十九條第一項の許可を拒否しようとするときは、許可申請者に通知して、当該職員に、当該許可申請者につき審問を行わなければならない。
- 三 内閣総理大臣は、第五十九條第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、書面によりその旨を許可申請者に通知しなければならない。

第六十条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

- 一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 取締役会設置会社と同種類の法人でないとき。
  - ロ 本店又は取引所取引店が所在する国において登録等を受けていないとき。
  - ハ 本店又は取引所取引店において取引所取引と同種類の取引に係る業務を政令で定める期間以上継続して行っていない者であるとき（政令で定める場合に該当するものを除く。）
  - ニ 前条第一項第二号に規定する資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人であるとき。
  - ホ 前条第一項第二号に規定する金額に満たない法人が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人であるとき。
  - ヘ 純財産額がホに規定する金額に満たない法人であるとき。
  - ト（略）
  - チ 第五十九條の四第一項第二号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。
  - リ 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者であるとき。
  - ル 役員、取引所取引店所在国における代表者又は国内における代表者のうちに第二十九條の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当する者のある法人であるとき。
- 二 取引所取引業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるとき。
- 三 許可申請者の本店及び取引所取引店の所在する国（第百八十九條第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がないとき。）の許可申請者の取引所取引店が加入している外国金融商品取引市場開設者と当該許可申請者が取引参加者となる金融商品取引所との間で情報の提供に関する取決め（締結その他の当該金融商品取引所によるこの法律及びこの法律に基づく命令又は定款その他の規則により認められた権能を行使するための措置が講じられていないとき。）
- 四 許可申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
- 二 内閣総理大臣は、第六十条第一項の許可を拒否しようとするときは、許可申請者に通知して、当該職員に、当該許可申請者につき審問を行わなければならない。
- 三 内閣総理大臣は第六十条第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、書面により、その旨を許可申請者に通知しなければならない。

第六十三条 次の各号に掲げる行為については、第二十九條及び第三十三條の二の規定は、適用しない。

- 一 （略）
- 二 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（同一の出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。）に係る当該権利を有する者が適格機関投資家等（前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。）のみであるものに限る。）を有する適格機関投資家等から出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）の運用を行う同条第八項第十五号に掲げる行為（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）
- 二 適格機関投資家等特別業務（前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。）を行う者（金融商品取引業者等を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三 法令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四 業務の種類（前項各号に掲げる行為に係る業務の種類をいう。）

五 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

六 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

七 他に事業を行つておるときは、その事業の種類

八 その他内閣府令で定める事項

九 一の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、適格機関投資家等特例業務を行つてはならない。

二 八 役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員でない者（次号ハにおいて「暴力団員等」という。）のある者

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

一〇 略

一一 略

一二 略

一三 略

一四 略

一五 略

一六 略

一七 略

一八 略

一九 略

二〇 略

二一 略

二二 略

2

一 第六十三条の九 金融商品取引業者及び第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者は、第二十九条の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

二 商号、名称又は氏名

三 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

四 法人であるときは、役員の名又は名称

五 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

六 業務の種類（前条第一項各号に掲げる行為に係る業務の種類をいう。）

七 主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称及び所在地

八 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所

九 他に事業を行つておるときは、その事業の種類

一〇 その他内閣府令で定める事項

八 他に事業を行つて居るときは、その事業の種類

九 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人である場合においては、第六項第一号及び第二号（二を除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

二 個人である場合においては、第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

三 その他内閣府令で定める書類

四 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

五 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者（第一項の規定による届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。）に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しななければならない。

六 海外投資家等特例業務届出者は、第一項又は第七項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該海外投資家等特例業務届出者に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しななければならない。

七 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、海外投資家等特例業務（特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として行うものを除く。）を行つてはならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ロ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第二号に該当する者

ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者

ハ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者

ニ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は海外投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

ホ 個人である主要株主（第二十九条の四第二項において同じ。）のうち同条第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者

キ 法人である主要株主のうち第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者

三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ 外国に住所を有する者

七 海外投資家等特例業務届出者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

八 海外投資家等特例業務届出者が、第三十六条の三、第三十七条の三、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条及び第六項を除く。）の第四十条、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七、第四十三条の六及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

九 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号に規定する権利に該当しなくなつたとき、又は当該権利を有する海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいう。）から出資され、若しくは掘出された金銭が主として非居住者から出資若しくは掘出を受けた金銭に該当しなくなつたときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し三月以内の期間を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一〇 海外投資家等特例業務届出者が行う海外投資家等特例業務については、適格機関投資家等特例業務に該当しないものとみなす。

第六十三条の十（略）  
（海外投資家等特例業務届出者の地位の承継等）

2 (略) 海外投資家等特例業務届出者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 (略) 海外投資家等特例業務を廃止したとき。

4 (略)

(登録の申請)  
第六十六条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 委託を受ける金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業(第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号二において同じ。))を行う者に限る。(又は登録金融機関(以下この章及び第四章において「所属金融商品取引業者等」という。))の商号又は名称
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)

(登録の拒否)

第六十六条の五十三 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

(1) 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

(2) 心身の故障により高速取引行為に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

(業務の委託)  
第七十九条の五十 基金は、あらかじめ内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項において同じ。(又は金融商品取引業者に対し、その業務の一部を委託することができる。)

(認定の公告)  
第七十九条の五十五 (略)

基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合には、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(返還資金融資)  
第七十九条の五十九 (略)

基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(報告の徴取及び立入検査)  
第七十九条の七十七 内閣総理大臣及び財務大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、基金若しくは当該基金から業務の委託を受けた者に対し当該基金の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に基金若しくは当該基金から業務の委託を受けた者

の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査（当該基金から業務の委託を受けた者にあつては、当該基金の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

#### （免許審査基準）

第八十二条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者を保護するために十分であること。
  - 二 免許申請者が取引所金融商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。
  - 三 免許申請者が金融商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。
- 一 免許申請者がこの法律若しくは金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりに、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

#### （略）

二 免許申請者の役員のうち次のイからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

- イ 第二十九条の四第一項第二号ロからイまでの掲げる者
  - ロ 金融商品取引所が第四十八条若しくは第五十二条第一項の規定により免許を取り消された場合、金融商品取引清算機関が第五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合、証券金融会社が第五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合、外国金融商品取引所が第五十五条の六若しくは第五十五条の十第一項の規定により認可を取り消された場合若しくは外国金融商品取引清算機関が第五十六条の二十の四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは認可（当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（外国金融商品取引所又は外国金融商品取引清算機関にあつては、国内における代表者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者
  - ハ 主要株主（第六十六条の六第一項、第六十六条の二十第一項又は第五十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）が第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項若しくは第五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消された場合又は金融商品取引所持株会社が第六十六条の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該主要株主若しくは金融商品取引所持株会社の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者
  - ニ 主要株主が第六十六条の七第一項、第六十六条の二十一第一項又は第五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過するまでの者
  - ホ 第六十五条、第五十二条第一項、第五十五条の十第二項、第五十六条の十四第三項、第五十六条の十七第二項、第五十六条の二十の十四第二項又は第六十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者
  - ヘ 第六十六条の二十八第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者
- 四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

#### （認可審査基準）

第六十六条の十二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 認可申請者又は認可を受けて設立される会社（以下この条において「認可申請者等」という。）が専ら株式会社金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所及び次のいずれかに掲げる会社を子会社として保有することを目的とする者であること。
- イ 取引所金融商品市場の開設に附帯する業務を行う会社
- ロ 取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社
- ハ 商品市場開設業務を行う会社
- ニ 商品先物取引をするための子会社となる株式会社金融商品取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者等がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社金融商品取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者等が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

ロ 取締役会

二 認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者等の役員のうち第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（認可審査基準）

第百五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分（以下この号及び第百五十五条の十において「法令等」という。）又は業務規則に違反した外国金融商品取引所参加者に対し法令等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができること。

三 認可申請者の業務規則が外国金融商品取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑にし、及び投資者を保護するために十分であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が外国金融商品取引所参加者に外国市場取引を行わせる外国金融商品市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき（政令で定める場合に該当するときは金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき）。

二 認可申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

（略）

四 イ 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに次のいずれかに該当する者として内閣府令で定める者

ロ イ 第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者

五 認可申請者の本店又は主たる事務所のある国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 認可申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（免許審査基準）

第百五十六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

二 金融商品債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、金融商品債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

四 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

二 監査役、監査等委員会又は指名委員会等  
ロ 免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることなくつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに第八十二条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

五 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（免許審査基準）  
第百五十六条の二十四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

三 金融商品債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、金融商品債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

四 金融商品債務引受業に適合するに足りる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

五 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること。

六 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき（政令で定める場合に該当するときは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることなくつた日から五年を経過するまでの者であるとき）。

二 免許申請者の役員又は国内における代表者のうちに第八十二条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当する者があるとき。

三 免許申請者の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（認可審査基準）  
第百五十六条の二十八 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 連携清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者に限る。次項及び次条において同じ。）がその本店又は主たる事務所が所在する国において第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 連携清算機関等の定款及び業務方法書並びに連携契約書の規定が法令に適合し、かつ、認可申請者及び連携清算機関等の定款及び業務方法書並びに連携契約書の規定が連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

三 認可申請者及び連携清算機関等が、連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、連携金融商品債務引受業務に係る収支の見込みが良好であること。

四 認可申請者及び連携清算機関等が、その人的構成に照らして、連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るもの

に限る。)を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。  
五 未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること。  
六 定款若しくは業務方法書又は連携契約書において、認可申請者が負担した対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を確実に履行することが定められていること。

七 認可申請者が連携金融商品債務引受業務を行うことにより、金融商品債務引受業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないこと。  
二 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 連携清算機関等が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき。  
二 政令で定める場合に該当するときは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 (略)  
四 連携清算機関等の役員のうち第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれかに該当する者があるとき。  
五 連携清算機関等の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

#### (免許審査基準)

第百五十六条の二十五 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。  
二 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が資本金の額が第百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。  
二 免許申請者が株式会社(次に掲げる機関を置くものに限る。)でないとき。

イ 取締役会  
ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等

三 免許申請者が第二十九条の四第一項第一号ハに該当する者であるとき。

四 (略)  
五 免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。  
六 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

#### (検査職員の見票携帯)

第百九十条 (略)  
二 前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等)

第百九十四条の六 (略)  
二 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を行い、又は第三十一条第一項若しくは第三十三条の六第一項の届出を受理した場合には、当該者に係る第二十九条の二第一項又は第三十三条の三第一項に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。

一 第二条第八項第七号に掲げる行為(投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利で第二条第二項

二 第五号に該当するもの(以下この条において「投資事業有限責任組合権利」という。)に係るものに限る。)  
三 第二条第八項第十五号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

(金融庁長官への権限の委任)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十六条の二第一項、第三項又は第四項の規定による権限(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係る規定に限るものに限る。)

二 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。 )の規定による権限(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)

三 第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。 )の規定による権限(第六十三条第一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)

四 第六十三条の十四(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。 )の規定による権限(第六十三条の八第一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)

五 第六十六条の二十二の規定による権限(第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)

六 第六十六条の四十五第一項の規定による権限(第二条第三十五項に規定する行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)

七 第六十六条の六十七の規定による権限(第二条第四十一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)

八 第七十五条の規定による権限(有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等の公正の確保に係る認可金融商品取引業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

九 第七十九条の四の規定による権限(有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等の公正の確保に係る認定金融商品取引業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十 第五十一条(第五十三條の四において準用する場合を含む。 )の規定による権限(取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の公正の確保に係る金融商品取引所又は第八十五条第一項に規定する自主規制法人の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十一 第五十五条の九の規定による権限(外国市場取引の公正の確保に係る外国金融商品取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

十二 第七十七条の規定による権限(その他政令で定めるもの)

十三 金融庁長官は、第一項の規定により委任された権限(前二項の規定により委員会に委任されたものを除く。 )のうち、次に掲げるものを委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 第八十七条の規定による権限(次号に掲げる権限に係るものに限る。)

二 第九十二条第一項の規定による権限

三 委員会(前二項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。 )の第一項の規定により委任された権限(第二項から第四項までの規定により委員会に委任されたものを除く。 )の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

四 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第二項から第四項までの規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

五 第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売却し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売却し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘又はこれらの取扱いをした者

二 第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七(略)

八 第九十二条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反した者

第九十八条の五、次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、指定親会社、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者、認可金融商品取引業協会若しくは第十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、取引情報蓄積機関若しくは特定金融指標算出者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者若しくは特定金融指標算出者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十二条の四、第四十三条の二第一項若しくは第二項、第四十三条の二又は第四十三条の三の規定に違反したとき。

二の二 (略)

三 第七十四条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置（役員解任の命令を除く。）、第七十九条の六の規定による停止若しくは措置、第五百二十二条第一項（第五百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第五百五十三条の二の規定による変更、禁止若しくは措置、第五百五十六条の二十の二十二の規定による停止、変更若しくは禁止又は第五百五十六条の三十二第一項、第五百五十六条の八十三第一項若しくは第九十条第二項の規定による停止の処分を違反したとき。

四 第九十条第二項の規定による停止の処分を違反したとき。

第二百一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、金融機関、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、第六十条の三第一項の規定により認可を受けた者、金融商品取引所持株会社、第六十条の十七第一項の規定により認可を受けた者、商品取引所、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の主要株主（第五十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）、若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、金融商品仲介業者若しくは金融商品取引清算機関の主要株主は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三十条の二第一項（第八十七条の二第三項、第八十七条の三第五項、第六十条の三第六項、第六十条の十七第五項、第六十条の二十第四項、第六十条の五十五第二項、第六十条の五十六條の五の五第六項及び第六十条の二十の十六第四項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項、第六十条第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項又は第六十条の六第四項（第六十条の十九第四項において準用する場合を含む。）、の規定により付した条件に違反したとき。

三 第三十一条第六項の規定に違反したとき。

四 第三十一条の二第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二、第四十一条の三から第四十一条の五まで、第四十二条の五、第四十二条の六又は第六十六条の十三の規定に違反したとき。

五 第三十五条第四項の規定による承認を受けずに金融商品取引業並びに同条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を行ったとき。

六 第五十二条第一項（第三十条第一項の認可に係るものに限る。）、又は第五十二条の二第二項の規定による業務の停止の処分を違反したとき。

七 第六十四条第二項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

八 第六十七条の七、第九十七条又は第九十二条の二十一の規定に違反したとき。

九 第八十五条第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けずに同項に規定する自主規制法人に第八十四条第二項に規定する自主規制業務の委託を行ったとき。

十 第六十条の七第四項において準用する同条第一項又は第六十条の二十一第四項において準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十一 第六十条の二十八第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）、の規定による命令に違反したとき。

十二 第六十条の二十七第三項の規定による承認を受けずに第六十条の二十四第一項及び第六十条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務を行ったとき。

十三 第六十条の二十八第一項の規定による認可を受けずに、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、第一百零二条の三第一項に規定する親商品取引所等、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、取引情報蓄積機関若しくは特定金融指標算出者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は特定金融指標算出者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四条の七第四項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第二項、第六十七条の十二、第八十七条の二第一項、第八十七条の三第一項、第五十五条第一項、第六十六条の二十四第一項、第四百九十九条第一項（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）又は第一百五十六条の二の三第一項の規定に違反したとき。

二 第六十七条の八第三項前段、第六十七条の十三、第二百一十一条、第二百二十六条第一項、第四百四十九条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第一百五十三条の三又は第一百五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第六十七条の十四又は第二百二十五条の規定による命令に違反したとき。

四 第六十七条の十五第一項、第六十七条の十七第一項、第二百二十七条第一項又は第二百二十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第六十二条第二項第一項（第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条第一項若しくは第三項の規定に違反して上場したとき。

六 第二百二十六条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

七 第二百二十六条の六第三項、第二百五十六条の十三又は第二百五十六条の十九第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第二百五十六条の十二、第二百五十六条の二十又は第二百五十六条の二十一第一項の規定に違反したとき。

九 第二百五十六条の二十一又は第二百五十六条の二十二第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第二百五十六条の二十七第二項又は第二百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第二百五十六条の七十二第二項、第二百五十六条の七十七第二項又は第六十六条の七十八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第二百五十六条の七十四第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき。

十三 第二百五十六条の八十七第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は同条第三項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき。

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金を、その人に対して各本条の罰金を科する。

一 第九十七条 七億円以下の罰金刑

二 第九十八号（略）

三 第九十八号の六（第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十五号を除く。）、又は第九十九条 二億円以下の罰金刑

四 第九十八号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二及び第十九号を除く。）、又は第二百一十一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑

五 第九十八号の六（第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十五号を除く。）、又は第九十九条 二億円以下の罰金刑

六 第九十八号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二及び第十九号を除く。）、又は第二百一十一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑

第七 第九十八号の六（第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十五号を除く。）、又は第九十九条 二億円以下の罰金刑

第八 第九十八号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二及び第十九号を除く。）、又は第二百一十一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑

第九 第九十八号の六（第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十五号を除く。）、又は第九十九条 二億円以下の罰金刑

第十 第九十八号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二及び第十九号を除く。）、又は第二百一十一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑

第十一 第九十八号の六（第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十五号を除く。）、又は第九十九条 二億円以下の罰金刑

第十二 第九十八号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二及び第十九号を除く。）、又は第二百一十一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑

3 2 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とす

る場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品

仲介業者若しくは高速取引行為の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、

金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリ

バティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者、外国法人である海外投資家等特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者の国内における

代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）、代表者又は代理人、若しくは清算人、金融商品取引業者又は管

理人の定めのあるものを含む。）、若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引業

協会の役員（仮理事を含む。）、若しくは代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における第十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内にお



二十六 第一百一条の四（第三百三十九条の三第六項、第三百三十九条の四第五項及び第三百三十九条の五第六項において準用する場合を含む。）又は第三百三十九条の十（第三百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公表を怠り、又は虚偽の公表をしたとき。  
二十六の二 第五百五十六條の六十六第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の認可を受けず、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。  
二十六の三 第五百五十六條の六十九の規定に違反して、内閣総理大臣の認可を受けず、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。  
二十七 この法律に定める登記（第一百一条の二十第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十三条の十三第一項、第三項又は第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十三条の十三第二項又は第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者
- 三 第二十四条の四の第二項（第二十四条の四の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者
- 四 第六條の規定による確認書の写し又は第二十四条の四の二第一項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定を第二十七条において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者
- 五 第二十四條の五の二第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者
- 六 第二十五條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類（第二十五條第一項第四号及び第七号に掲げる書類に限る。）の写しを公衆の縦覧に供しない者
- 七 第二十七條の二十四の五第一項の規定に違反して、通知書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした通知書を交付した者
- 八 第六十二條第一項若しくは第三項又は第七十九條の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 九 第六十二條第二項又は第八十九條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 十 第七十九條の十五、第五百五十六條の五十四又は第五百五十六條の七十六の規定に違反した者

## 附 則

第三条（移行期間特例業務に関する特例）

（移行期間特例業務に関する特例）  
第三条の三 金融商品取引業者、第三十三條第一項に規定する金融機関、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において投資運用業（第二十八條第四項に規定する投資運用業をいう。以下この条において同じ。）を行う者（以下この条において「外国投資運用業者」という。）は、第二十九條及び第五十八條の二の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、移行期間特例業務を行うことができる。ただし、その届出の日から五年を経過したとき（当該期間が経過するまでの間に、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。））、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたときは、当該金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたとき）、又は第四項の規定により適用される第六十三條の十第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

四 法令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五 業務の種類（第五項各号に掲げる行為に係る業務の種類をいう。）

六 主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称及び所在地

七 移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の種類

八 他に事業を行つてゐる事項

九 その他内閣府令で定める事項

3 一 前項の規定による届出は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行の日から起算して五年を経過する日までにしなければならない。



- ハ その行う前号ハに掲げる行為に関して海外投資家等を相手方として行う第二条第二項第六号に掲げる権利に係る募集又は私募（海外投資家等以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの）に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。
- 6 前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 外国法人又は外国に住所を有する個人
- 二 前号に掲げる者のほか、外国投資運用業者と密接な関係を有する者として政令で定める者
- 三 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
- 7 (略)

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

10 (略)

11 この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。）をいう。第二百八条第二項第二号を除き、以下同じ。）をいう。

20 (略)

22 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

25 (略)

（資産運用会社の責任）

第二百四十二条

2 資産運用会社が投資法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、その資産運用会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帯債務者とする。

3 (略)

3 会社法第四百二十九条第一項の規定は資産運用会社について、同法第四百二十四条の規定は第一項の責任について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は資産運用会社の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（業務改善命令）

第二百四十四条

2 内閣総理大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を書面によりその処分を受ける投資法人に通知しなければならない。

（金融商品取引法等の適用に関する特例）

第二百四十五条

（金融商品取引業者又は金融商品取引業者となる者）業として不動産等（金融商品取引法第三十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。）に対する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行おうとし、又は登録投資法人の資産の運用を行おうとする場合における同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の二第二項第二号

業務

業務（業として特定投資運用行為（第二条第八項第十二号イに掲げる契約を

	登録しなければならない	締結し、当該契約に基づき、不動産等（第三十五条第一項第十五号イに規定する不動産その他の政令で定める資産をいう。以下この項において同じ。）に対する投資として第二条第一項第十号に規定する投資を行うこと又は不動産等に対する権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用を行うことをいう。以下同じ。）を行うおととする場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。）
第二十九条の三第一項	登録しなければならない	登録しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行うおととするときは、あらかじめ、その有する者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかどうにかつき、当該業務の内容及び方法に關する行政機関の長の意見を聴くものとする。
第二十九条の四第一項第一号ホ	金融商品取引業	金融商品取引業（業として特定投資運用行為を行うおととする場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。）
第三十一条第五項	変更に係る事項	変更に係る事項」と、「登録しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行うおととするときは、あらかじめ、その有する者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかどうにかつき、当該業務の内容及び方法に關する行政機関の長の意見を聴くものとする」とあるのは「登録しなければならない」
第三十五条第二項第五号の二 第三十五条第二項第六号 第三十五条第四項	第一号 前項第十五号 行うことができる	特定投資運用行為を行う業務並びに第一号 特定投資運用行為及び前項第十五号 行うことができる。この場合において、第二十九条の二第二項第二号の書類に第二十九条の登録を受けようとする者が業として特定投資運用行為を行う旨の記載がある場合であつて、当該者が当該登録を受けたときは、当該者は、当該特定投資運用行為を行う業務につきこの項の承認を受けたものとみなす。
第三十五条第五項	認められるときに限り、承認しないことができる	認められるとき（業として特定投資運用行為を行うことについての承認にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められるときを含む。）に限り、承認しないことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、その有する者が当該特定投資運用行為を行う業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかどうにかつき、当該業務の内容及び方法に關する行政機関の長の意見を聴くものとする。国土交通大臣その他の政令で定める行政機関の長の意見を聴くものとする。
2 投資信託委託会社が、業として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に對する投資として委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行う場合（前項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う場合にあつては、業として当該特定投資運用行為を行うおととする）に該当するものとみなす。	運用行為を行うおととする（第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。）	運用行為を行うおととする（第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。）
3 資産運用会社が、業として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に對する投資として登録投資法人の資産の運用を行う場合（第一項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行うおととする）に該当するものとみなす。	運用行為を行うおととする（第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。）	運用行為を行うおととする（第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。）
4 信託会社等は、委託者非指図型投資信託に係る業務を行う範囲において、金融商品取引法第六十七条の二第一項及び第二項、第六十八条第一項及び第二項、第七十八条第一項、第七十九条の七第一項並びに第七十九条の十一の規定の適用については、金融商品取引業者とみなす。	運用行為を行うおととする（第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。）	運用行為を行うおととする（第三十五条第四項の承認を受けた場合に限る。）



第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第

二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十

六条、第二百六十八條から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四條の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつ

た日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（

刑の執行猶予中の者を除く。）

二 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

二一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第十条第一項第三号又は第十号の事業（略）

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（役員資格）

第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第

二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十

六条、第二百六十八條から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四條の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつ

た日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（

刑の執行猶予中の者を除く。）

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。

）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

二 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

二一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第十一条第一項第四号又は第十二号の事業（略）

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）

（役員資格等）

第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（

刑の執行猶予中の者を除く。）

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

第三十四条（役員の資格等）  
次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- 四（略）
- 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

第三十四条（役員の資格等）  
次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 四（略）
- 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一（四十）（略）		
四十一 金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務の許可、金融商品仲介業者若しくは信用格付業者の登録、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業務の認可	登録件数	一件につき十五万円
（一）金融商品取引法第二十九条（登録）の金融商品取引業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（二）金融商品取引法第三十一条第四項（変更登録等）の変更登録（同法第二十九条の二第一項第五号（登録の申請）の業務の種類増加に係るもの、同項第六号の電子募集業務若しくは電子募集取扱業務を行うために受けるもの）（同法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者）の登録の特例）の第一種少額電子募集取扱業務のみ又は同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者）の登録の特例）の第二種少額電子募集取扱業務のみを行うために受けるものを除く。）又は同法第二十九条の二第一項第八号若しくは第九号の業務を行うために受けるものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円
（三）金融商品取引法第三十条第一項（認可）の業務の認可	認可件数	一件につき十五万円
（四）金融商品取引法第五十九条第一項（引受業務の一部の許可）の引受業務の許可	許可件数	一件につき十五万円
（五）金融商品取引法第六十条第一項（取引所取引業務の許可）の取引所取引業務の許可	許可件数	一件につき十五万円
（六）金融商品取引法第六十条の十四第一項（電子店頭デリバティブ取引等業務の許可）の電子店頭デリバティブ取引等業務の許可	許可件数	一件につき十五万円
（七）金融商品取引法第六十六条（登録）の金融商品仲介業者の登録	登録件数	一件につき九万円

(八)	金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の信用格付業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(九)	金融商品取引法第五十六条の二（免許）の金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許	免許件数	一件につき十五万円
(十)	金融商品取引法第五十六条の二十の二（免許）の外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許	免許件数	一件につき十五万円
(十一)	金融商品取引法第五十六条の二十の十六第一項（他の金融商品取引清算機関等と連携する場合の認可）の連携金	認可件数	一件につき十五万円
四十二	金融商品債務引受業務の認可		
百六十			
(略)			

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団（略） その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 二 暴力団員（略） 暴力団の構成員をいう。
- 三 五（略）
- 六 暴力団員（略） 暴力団の構成員をいう。
- 七・八（略）

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第三章 不利益処分

第一節 通則

（処分の基準）

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するときは、聴聞
  - イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
  - ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
  - ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
  - ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。
- 二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき、弁明の機会の付与
  - 一 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
    - （一）公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
    - （二）法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされて

いる場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他の客観的な認定方法によつて確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

#### (不利益処分の理由の提示)

- 第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。
- 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。
- 3 不利益処分を書面で行うときは、前二項の理由は、書面により示さなければならぬ。

### 第二節 聴聞

#### (聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書

面により通知しなければならない。

一 不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

#### (代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (参加人)

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替へるものとする。

### (文書等の閲覧)

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案について調査の結果に係る調査書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求め、その閲覧を拒むことができない。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

#### （聴聞の主宰）

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
- 1 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 前号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であつた者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

#### （聴聞の期日における審理の方式）

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならぬ。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を發することができ、

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであつても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（陳述書等の提出）

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

（続行期日の指定）

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは、「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは、「揭示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め

、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

#### (聴聞調査及び報告書)

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調査書を作成し、当該調査書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておくなければならない。

2 前項の調査書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調査書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調査書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

#### (聴聞の再開)

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調査書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

#### (審査請求の制限)

第二十七条 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分による名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

### 第三節 弁明の機会の付与

#### (弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

#### (弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

#### (聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「

第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

○ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定金融取引」とは、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動、市場間の格差等（以下この項において「金利変動等」という。）に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他の金利変動等を利用して行われる取引のうち、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引その他の内閣府令で定めるものをいう。

2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる法人をいう。  
一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行又は長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（略）  
二 その他我が国の法令により営業若しくは事業の免許、登録等を受けている法人又は特別の法律により設立された法人であつて、自己又は顧客の計算において特定金融取引を相当の規模で行うものとして政令で定めるもの

3 この法律において「破産手続等」とは、破産手続、再生手続又は更生手続をいう。  
4 この法律において「一括清算事由」とは、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをいう。

5 この法律において「基本契約書」とは、特定金融取引を行うおとす金融機関等とその相手方との間において二以上の特定金融取引を継続して行うために作成される契約書で、契約の当事者間において行われる特定金融取引に係る債務についてその履行の方法その他当該特定金融取引に関する基本的事項を定めるものとする。この法律において「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方に一括清算事由が生じた場合には、当該当事者の双方の意思にかかわらず、当該一括清算事由が生じた時において、当該基本契約書に基づいて行われている全ての特定金融取引についてその時における当該特定金融取引のそれぞれにつき内閣府令で定めるところにより算出した評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となることをいう。

○ 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（抄）  
（定義）  
第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方が借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。  
一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に規定する大会社  
二 資本金の額が三億円を超える株式会社（前号に掲げる者を除く。）  
三 会社法第二十四条に規定する最終事業年度の末日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。第六号口において同じ。）が十億円を超える株式会社（前二号に掲げる者を除く。）  
四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二第一項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの（前三号に掲げる者を除く。）  
五 前各号に掲げる者の子会社（会社法第二十五条第三号に規定する子会社をいう。前各号に掲げる者を除く。）  
六 会社法第二号に規定する外国会社であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に掲げる者を除く。）  
イ 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える者  
ロ 会社法第八十九条第一項に規定する貸借対照表に相当するものにおける純資産の額に相当するもの額が十億円を超える者  
ハ 金融商品取引法第二号第三号ロに規定する外国金融商品市場に上場されている有価証券の発行者である者  
ニ 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第五項に規定する相互会社  
七 金融商品取引法第二号第九項に規定する金融商品取引業者であつて、次のいずれかに該当するもの（第一号から第六号までに掲げる者を除く。）  
イ（略）  
ロ 金融商品取引法第二十八号第四項に規定する投資運用業を行う者  
九 金融商品取引法第二号第三十項に規定する証券金融会社（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）

- 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（株式会社であるものに限り、第一号から第五号まで及び第八号に掲げる者を除く。）
- 十一 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第五号に掲げる者を除く。）
- 十二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人（第五号に掲げる者を除く。）
- 十三 一連の行為として、次のイからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は合同会社（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）
- イ もつて、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は合同会社（第一号から第五号までに掲げる者を除く。）
- ロ 金融商品取引法第二条第一項第五号に掲げる有価証券又は同項第七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行
- ハ 金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行
- ニ 資金の借入れ、その債務の履行
- ホ 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行
- ハ 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配
- ホ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ、利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還
- ホ 特定融資枠契約の当事者の一方である借主が前項第六号に規定する外国会社である場合において、同号イに規定する資本金の額若しくは出資の総額又は同号ロに規定する純資産の額に相当するものを本邦通貨に換算するときは、特定融資枠契約を締結する時の、外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

第四十四条 次の掲げる者の開設

（口座管理機関の開設）  
 ことができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。）
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 三 信託会社
- 四 株式会社商工組合中央金庫
- 五 農林中央金庫
- 六 農業協同組合（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 七 水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 八 信用協同組合及び中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 九 信用金庫及び信用金庫連合会
- 十 労働金庫及び労働金庫連合会
- 十一 前各号に掲げる者以外の者であつて我が国の法令により業として他人の社債等の管理を行うことが認められるものうち、主務省令で定める者
- 十二 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であつて、主務大臣が指定する者
- 十三 振替機関が、他の振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設する場合には、あらかじめ当該他の振替機関又は当該他の振替機関に係る口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

い。

○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（役員（資格））  
第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者
- 四 （略）
- 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者の執行猶予中の者を除く。）

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（取締役の資格等）  
第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- 一 法人
- 二 削除
- 三 （略）
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者の執行猶予中の者を除く。）
- 2 株式会社は、取締役が株主でなければならぬ旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない。
- 3 監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員若しくは執行役を兼ねることができない。
- 4 指名委員会等設置会社若しくは取締役は、当該指名委員会等設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。
- 5 取締役会設置会社においては、取締役は、三人以上でなければならない。
- 6 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

- （金融商品仲介業の登録等に関する特例）  
第八十五条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条に規定する金融商品仲介業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時にあって、郵便貯金銀行を同法第六十六条の二第一項第四号に規定する所屬金融商品取引業者等として同法第六十六条の登録を受けたものとみなす。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（抄）

附 則

第六十八条 郵便窓口業務等受託者に郵便貯金銀行を所屬金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の二第一項第四号に規

定する所屬金融商品取引業者等を行う。以下この項において同じ。）として金融商品仲介業（同法第二條第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。附則第七條第一項第五号において同じ。）を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、郵便貯金銀行を所屬金融商品取引業者等として金融商品取引法第六十六條の登録を受けたものとみなす。

○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）

第六條（議決権のある株式の株主の資格等）

一 商工組合中央金庫は、第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において「商工組合中央金庫の株式」という。を發行した場合は同法第九條第三項の規定に規定する自己株式（商工組合中央金庫の株式に限る。）を処分した場合においては、商工組合中央金庫の株主に係る株主名簿記載事項（同法第九條第四項に規定する株主名簿記載事項をいう。）を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるもの以外のもの（以下「無資格者」という。）の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

二 中小企業等協同組合

三 協業組合、商工組合又は商工組合連合会

四 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については、一億円）以下の金額を使用する者である場合に限る。）

六 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

七 酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

八 内航海運組合又は内航海運組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

九 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については五十人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

十 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

十一 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員

十二 第二号から前号までに掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けたときは、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

三 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたときは、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権を行使することができない。相続その他の一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者についても、同様とする。

四 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を商工組合中央金庫に通知するものとする。

五 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものが無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく

- 、その旨を当該無資格者に通知するものとする。
- 6 商工組合中央金庫は、無資格者が商工組合中央金庫の株式を保有していることを知ったときは、当該無資格者に対し、商工組合中央金庫の株式を商工組合中央金庫に売り渡すことを請求することができる。
- 7 会社法第五十五条（第六号に係る部分に限る。）、「第七十五条から第七十七条まで、第三百九条第二項（第三号に係る部分に限る。）、「第四百六十一条（第五号に係る部分に限る。）、「第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、「第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同法第四百六十二条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」
- 8 (略)

○ 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（抄）

第四条（所掌事務）

金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 (略)
- 三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

イ 銀行業又は無尽業を営む者

ロ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第六十六条第二項に規定する特定信用事業代理業又は農

ホ 林中央金庫代理業を行う者

ヘ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ト 認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会

チ 認定電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

リ 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

ニ 保険業を行う者

ホ 船主相互保険組合

チ 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者

ニ 指定親会社（金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）

シ 証券金融会社

ス 投資法人

セ 信用格付業者

ソ 高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。）

タ 金融商品市場を開設する者

チ 金融商品取引所持株会社

リ 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

ラ ナ ネ ツ ソ レ タ ヨ カ ワ ル ヌ リ

- 取引情報蓄積機関（金融商品取引法第百五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積機関をいう。）
- 特定金融指標算出者（金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。）
- 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）又は信託契約代理業を営む者
- 貸金業を営む者
- 貸金業協会
- 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第十六項に規定する指定信用情報機関、同法第二十四条の九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二十四條の二十五第二項に規定する登録講習機関
- 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）
- マ）特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四條に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）
- ケ）不動産特定共同事業を営む者
- コ）確定拠出年金運営管理業を営む者
- ク）指定紛争解決機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者その他の政令で定めるものをいう。）
- カ）前払式支払手段発行者
- キ）電子決済手段等取引業を行う者
- サ）暗号資産交換業を行う者
- シ）為替取引分析業を行う者
- メ）資金清算業を行う者
- ユ）認定資金決済事業者協会
- ヌ）認定金融サービス仲介業を行う者
- ミ）認定金融サービス仲介業協会
- 四）預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 五）預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- 六）農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- 七）保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 八）保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- 九）投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 十）投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。
- 十一）日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。
- 十二）準備預金制度に関すること。
- 十三）金融機関の金利の調整に関すること。
- 十四）損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 十五）自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 十六）金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。
- 十七）企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。
- 十八）公認会計士及び監査法人に関すること。
- 十九）株主、債権者の他の有価証券の振替に関すること。
- 二十）電子記録債権の電子記録に関すること。
- 二十一）金融記録債権の普及に関すること。
- 二十二）勤労者の貯蓄に係る知識の普及に関すること。
- 二十三）金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第二項に規定する基本方針の策定及び推進に関するこ

- と。
- 二十四 金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に關すること。
- 二十五 金融商品取引法及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三號）の規定による課徴金に關すること。
- 二十六 金融商品取引に係る国際協力に關すること。
- 二十七 所掌事務に關する調査に關すること。
- 二十八 政令で定める文教研修施設に關する所掌事務に關すること。
- 二十九 金融の円滑化を図るための環境の整備に關する基本的な政策に關すること。
- 三十 前項に定めるものほか、金融庁は、法律（法律に基づく命令を含む。）に基つき金融庁に属させられた事務に關すること。
- 三十一 前項に掲げるものほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービス）の提供及び利用環境の整備に關する法律第一條の二第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に關する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に關すること。
- 三十二 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 三十三 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 三十四 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 三十五 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 三十六 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 三十七 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 三十八 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 三十九 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 四十 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 四十一 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 四十二 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 四十三 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 四十四 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 四十五 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 四十六 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 四十七 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 四十八 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 四十九 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 五十 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 五十一 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 五十二 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 五十三 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 五十四 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 五十五 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 五十六 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 五十七 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 五十八 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 五十九 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 六十 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 六十一 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 六十二 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 六十三 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 六十四 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 六十五 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 六十六 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 六十七 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 六十八 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 六十九 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 七十 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 七十一 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 七十二 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 七十三 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 七十四 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 七十五 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 七十六 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 七十七 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 七十八 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 七十九 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 八十 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 八十一 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 八十二 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 八十三 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 八十四 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 八十五 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 八十六 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 八十七 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 八十八 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 八十九 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 九十 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 九十一 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 九十二 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 九十三 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 九十四 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 九十五 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 九十六 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 九十七 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 九十八 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 九十九 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。
- 百 前項の企画及び立案並びに立案並びに推進に關すること。